

春日部市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領 (趣旨)

第1条 この要領は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第40条の規定に基づき、市が発注する建設工事の競争入札に係る入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式による入札 競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位の設定方法をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事において落札候補者となった者がした落札決定順位下位の工事の入札書を失格とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 工区別分割発注工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、工期が重複しており、限られた工期内での施工を実施するために、施工管理の適正化、受注機会の確保等の点から分割発注等を行う工事をいう。
- (3) 市長が必要と認める特別な場合の工事 工事内容面等から工区別分割発注工事と同様な状況にある工事で、工事の規模、工期、工程や将来にわたる緊急時での対応など、工事を総合的に考慮した場合、適正な工事履行確保等の面から市長が必要と認める工事をいう。

(一抜け方式による入札)

第3条 工区別分割発注工事、又は、市長が必要と認める特別な場合の工事で、複数の工事が同時発注となる競争入札においては、一抜け方式による入札を行うことができるものとし、その対象となる工事については、公告または指名通知によりあらかじめ周知するものとする。ただし、落札決定順位下位の工事において、当該複数の工事及び参加可能業者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み一抜け方式による入札は行わないものとする。

(失格)

第4条 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む一抜け方式による入札を行う場合で、落札決定順位上位の工事において落札候補者となった共同企業体の構成員がした落札決定順位下位の工事の入札書（他の共同企業体の構成員となって入札を行った入札書を含む。）は失格とする。

(その他)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年1月1日から施行する。

(春日部市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領の廃止)

2 春日部市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領（平成22年9月15日）は、廃止する。